

34. 地域医療振興協会健康保険組合 禁煙支援補助金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、組合同約第54に基づき保健事業の一環として実施する禁煙支援の補助金に関する事項について定める。地域医療振興協会健康保険組合（以下「組合」という。）の被保険者が、禁煙外来を受診した場合に、組合が当該受診に要した費用の一部又は全部を補助することにより、禁煙を促進することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、禁煙開始日から禁煙達成日を通じて組合の被保険者の資格を有する者（任意継続加入者を除く。）であること。

(補助金支給要件)

第3条 補助金を支給するのは、次の各号すべてに該当した場合とする。

- (1) 日本国内の医療機関において、保険診療又は保険外診療による禁煙外来を受診すること。
- (2) 禁煙外来による禁煙治療を終了し、別表1に定める認定方法により組合が禁煙を達成したと認定すること。

(補助金の額及び支給回数)

第4条 補助金の額は、別表2に定める額を上限として、禁煙外来の受診において被保険者が負担した額を支給する。

2 補助金の支給回数は、被保険者1人につき、1回とする。

(申請手続き)

第5条 禁煙に挑戦しようとする者は、原則として禁煙開始から1月以内に別に定める様式により、当人の禁煙宣言及びそれを支える支援者の宣言を組合に提出しなければならない。

2 禁煙を達成し、補助金を申請しようとする者は、別に定める申請書に、受診者名及び禁煙治療費であることが明記された医療機関発行の領収書（原本）並びに別表1に定める支援者の証明を添付して組合に提出しなければならない。

3 補助金の支給申請は、事業主が取りまとめて行うことができる。

4 申請は、原則として毎年度2月末日とする。

(支給手続き)

第6条 組合は、前条の申請に基づき、申請者に対して第4条第1項に定める補助金の額を支払うものとする。

(支給制限)

第7条 禁煙支援を受けるに当たり不正の事実があったときは、組合は補助金を支給しないものとする。

(規程の変更)

第8条 この規程の変更は、組合会において決定する。

(その他)

第9条 この規程に定めのない事項及び実務的な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月7日から施行する。

別表 1 補助金支給における認定方法（第 3 条第 2 号及び第 5 条第 2 項関係）

禁煙外来種別	治療期間	認定方法
標準治療コース	1 2 週間	「禁煙開始日から 6 ヶ月経過した時点で、禁煙が継続していること」についての支援者の証明による。
充実治療コース	標準治療コースと通算して 2 4 週間	「禁煙開始日から 9 ヶ月経過した時点で、禁煙が継続していること」についての支援者の証明による

（注）上記のコースには、遠隔による診療を含むものとする。

別表 2 補助金の額（第 4 条関係）

禁煙外来の受診先		公益社団法人地域医療振興協会 が管理運営する医療機関	左記以外の医療機関
上 限	標準治療コース	2 0 , 0 0 0 円	1 0 , 0 0 0 円
	充実治療コース	4 0 , 0 0 0 円	

（注）補助額は、内税方式で、消費税を含む。